

演

経済活力と税制改革

講

宮島 洋

小山理事長 時間になりましたので、講演会を始めます。

本日の講師は、東京大学経済学部教授の宮島洋先生です。宮島先生には、昨年を含めて、これまでに何回かこの会の講師をお願いしておりますが、改めて簡単にご経歴をご紹介します。

先生は、昭和四十一年に東京大学経済学部を卒業され、信州大学人文学部助教、経済学部教授を務められた後、東京大学にお帰りになり、昭和六〇年から経済学部の教授をなさっておられます。この間、ハーバード大学の客員研究員などの経験もありです。

先生の著作としては、昭和六十一年に出版された『租

税論の展開と日本の税制』を初め、税に関する著書や論文が多数ございます。また、この四月からは、政府税制調査会の委員として税制改革の審議に参画されるなど、活躍しておられます。

本日は、現在大変多忙をきわめていらっしゃいます宮島先生に特別にお願いしまして、「経済活力と税制改革について」というテーマでお話いただくことといたしました。それでは、先生、よろしく願います。

ご紹介をいただきました東京大学の宮島と申します。

きょうは、初めに二つほどおわびをしなければいけないことがあります。私は、今までこの研究会では、かなりきちんとした資料等も用意いたしましてお話しするのが普通でございましたが、たまたま今年は、言訳がましいことなんです、大学の公務、外の仕事等を含めて、かなり悲惨な状況になってしましまして、十分な準備ができず、きょうは一枚のレジュメだけでお話をさせていたきたいということが一つでございます。

もう一つは、これはあらかじめ理事長にはお話しいたしましたけれども、少なくとも今年に關しましては、証券税制関係というのは、極端にいうと、ほとんど話題になっていないということでございます。そういう意味では、トピックスとして

お話しできることは余りない、最後に、私なりに少し今考えておりますことをお話ししたいとは思いますが、そういう意味では、きょうは皆さんのご期待にこたえられないんじゃないかというふうに思います。

それと、今ご紹介ありましたように、たまたま私は四月から税調の委員になりました。それだけじゃなくて、地方税のワーキンググループとか起草とかいろいろなことにかかわり合ったことは確かでございますけれども、まだ答申が出ている状況ではございません。まだ中身のことを余り詳しく申し上げる時期ではないということがございます。もちろん、そうは申しまして、これまでその都度、いろいろな形で報道されていることでもございますので、明らかにできる点は明らかにしながら、現在の税制の問題について少しお話ししたいと思えます。

きょうのテーマは、「経済活力と税制改革」というテーマでございます。いろいろな問題がございますけれども、とりわけ、一体これから日本経済の活力を維持することと税制改革とどういう関係があるかということに中心を置いてお話ししたいと思います。

ほぼそのレジュメに沿ってお話をしてまいりますけれども、時間の関係上、どこか飛んでしまうということがあるかもしれませんので、その点ご容赦いただきたいと思います。

一、高齢化社会における経済活力

これは昨年からといっていいかもしれません。が、今回の税制改革というのは、私たちから見ると、従来とは非常に違った税制改革になってきている。それは、例えばどうもサミットまでに答え

を出さなければいけないというような、ちょうど何か宿題に期限がつけられているような状況が一つございまして、とにかくめっちゃ忙しい、こんな審議状況になったのは全く初めてだという感じで、ものすごい密度というか、時間に追われるまくるということが一つございます。これは恐らく景気政策との絡みで、サミットをにらんでいるのが一つあると思います。

もう一つは、従来は税制改革というのは、大体が税収中立型と申しまして、増減税ワンセットで、ネットの増減収なし、一応そういう制約条件のもとで税制の中身の改革を行うというのが従来の手法でございましたが、今回はそうではなくて、新たな歳出増というものを見ながら、税収中立性という原則が事実上今回は外れているところであると思います。要するに、ネット増税ということを考えているという点では従来と非常

に違っている。

なぜネット増税という形になってきたかという
と、要するに社会保障とかこれからの高齢化対策
の問題でございまして、ご承知かと思いますが、
今年の三月に、厚生省の「二世紀福祉ビジョン」
というものが出ました。実は私はこの福祉ビジョ
ンの委員でもございまして、そういう意味では私
は多少複雑な立場というか、圧力団体みたいなと
ころがあれば、そっちを押さえ込むというような
二重の性格を持つことになりますけれども、ま
ず、細川内閣時代の国民福祉税が白紙還元された
後、福祉財源とか二一世紀の高齢化社会のビジョ
ンを描いた上で、それと財源問題と税制改革が結
びついてくるということも、恐らく従来の税制改
革ではきわめて異例のことであったと思います。
それにプラス、例えば直間比率の是正であると
か、そういう税制改革があります。

ですから、実はこういう三つの目的を同時に
追っているというのが、今の税制改革の議論であ
りますから、私たちから見ましても、非常に難し
い連立方程式を解いているようなもので、恐らく
そういう意味では、だれでも納得する回答という
のは絶対出ないだろうという予測さえ私はしてお
ります。つまり、追うべき目的は非常に多いのに、
それに向けてとり得る手段が必ずしも多くないと
いうことでありまして、そういう意味では、少し
難しいタイプの税制の議論になっているというこ
とであると思います。

その場合に、これは新聞等で報道されましたの
でごらんになったと思いますが、大蔵省は「機械
的試算」というものを今回提出いたしました。こ
れは、今お話しましたような、例えば景気政策、
あるいは税制改革の両方の面を持った所得税を中
心とした減税。それから、減税を行いますと数年

は減税先行ということでございますから、その間の財源補填をどうするかという問題が起こる。それプラス、「二一世紀福祉ビジョン」を今の段階に、いわば予算上の措置として翻訳してみたときの金額がどのくらいになるかという話を機械的に並べてみまして、そうなるかどうかということが想定されるかというのが機械的試算というものの内容でございました。

その内容は、恐らくご承知かと思えますけれども、例えば所得税減税が、法人特別税や自動車の消費税分の引き下げを含みますが、約六兆二〇〇〇億円でございます。それに、さっきのその間の赤字補填のための公債発行の償還が一兆八〇〇〇億円。それから、消費税の税率を引き上げるということは意外な盲点がございますが、これは物価が上昇いたしますので、政府が調達する資材の価格等が自動的に上がってしまう、予算が自動的に

膨らんでしまう、こういうものが一兆三〇〇〇億円くらいある。それプラス、「二一世紀福祉ビジョン」を単年度ベースに直していつて考えてみた一応の標準が、大体五兆五〇〇〇億円程度といわれておりまして、合わせて、今のままでいきますと一五兆円近い減税財源なり歳出増財源なりが必要になる。正確には、一四兆八〇〇〇億円。これは三年先行というケースでございます。

それに対して、例えば細川内閣時代の国民福祉税というのは、七％に引き上げた時の税収が九兆五〇〇〇億円でございますから、これでは約五兆三〇〇〇億円の財源不足という問題が起こってくる。これが機械的試算の標準的なケースということおかしですが、そういうことになっております。

そこでどうするかという議論になりますが、今なぜ加藤会長などが羽田総理大臣のもとに行って

行政改革の問題をやっているかというのは、まさにこういうことであります。要するに、七%に上げたところで五兆円以上の財源不足があるということですから、どこか削らなければいけない。どうやって歳出を削るかということになってくると、皆さんの一致した声は、行政改革をやって歳出を削減しろということですから、まずそれを行わなければいけない。しかし、それがどのくらいできるかというと、正直いってよくわからない。そうすると、あとはどうするかということになります。が、所得税減税等の減税規模を縮小できるのかというと、私もその辺はよくわからないんです。が、これは国際公約みたいなものでだめだということもありますし、そうすると何をやるかということ、今度は福祉財源を削れという話に多分いくだろうというふうに思います。

私は、それは選択としては余りいい選択ではな

いというふうに思っておりますけれども、しかし、現在の状況は、そういう機械的試算等も含めて、かなり厳しい財源問題というものの中で、今後行政改革をどうするかとか、福祉計画をもう少し先延ばしにしろとかいろいろ意見が出てきているわけでありまして、その辺のところの最終的な落着き先というのは、私たちもまだよく見えていないというところもあります。

いずれにいたしましても、なぜ今回、こういう税収中立型ではないネット増税型というのが出てきたかというのは、もちろんいろいろな要因がございまして、財源状況が非常に厳しいのに減税をやるというのも、考えてみると少し変な話だなという気もいたします。しかしそれよりも、恐らく今回の場合には、二一世紀に向けた福祉の整備ということが新しい要素として加わってきていることに原因があると思います。

実際、これは必ずしも厚生省だけではございませんで、民間の研究所とか研究者が行った試算によりまして、現在の日本の高齢化のスピード、あるいは今の日本の社会保障制度のうち、とりわけ介護とか、出生率の低下に対する保育などに関する整備が非常におくれておりますので、こういったものがある程度重点化していかざるを得ない。その一方で、年金や医療の方は合理化する余地があるだろうといわれておりますが、それでも、恐らくマクロの国民負担率が五〇％を超える可能性というのは皆さん考えているわけでありまして、よほど今後経済成長が高いという条件がない限りは、どうも行革審のいうリミットというのに押さえ込むのはかなり難しいという感じになってきております。

もちろん、そういうことにならないように、行政改革の問題であるとか、あるいは社会保障につ

いても、もう少し自助努力を求めるということがあるとは思いますが。しかし、今日本の国民負担率は、大体四〇％弱で、総人口に占める高齢者の割合は一二〜一三％近くです。しかし、既に五〇％台に達しているイギリス、ドイツは、総人口に占める高齢者の割合が大体一五〜一六％の間ぐらい、フランスも同じぐらいの高齢者の割合でありますけれども、国民負担率は六〇％を超えております。日本は、あと一〇年で総人口に占める高齢者の割合が確実に二〇％に乗ると思います。もうその段階では、今のスウェーデンやデンマークを追い抜いてしましまして、世界で初めて高齢者が総人口に占める割合が二〇％台に乗る。そういうことを考えますと、少なくとも今の世界的に高齢者の総人口比率であるとか、それと国民負担率との関係を見ておきますと、五〇％台に押さえ込むということはかなり難しいのではないかということ

とは、私たちは直観的にもそう考えております。

ただ、その場合に、問題は、私はマクロの負担率がどうかということだけではないと思っ
ています。それは、例えば租税にしろ社会保険料にしろ、それが一体どういう世代によって負担されているのかということが非常に大きな問題だろう
と思います。

今、経済界の人たちが、とりわけ公的な負担増を非常に恐れているのは、そのほとんどが、働いている人か企業にかかってくるということを暗黙の前提にしているのではないかと思います。そう
なると、これは確かに、かなり厳しい問題が起こり得るということは私も理解できます。しか
し、そうではなくて、今後、例えば高齢者にも応分の負担をきちんと求めていくという発想をした
ときに、同じようなマクロ的な負担率であつても、経済に及ぼす影響というのはかなり違つてく

る可能性があると思います。

きょうお話したいことはそういう点でござい
まして、きょうのテーマは、いかに将来租税負担
なり社会保険料の負担が上がっていくときに、勤
労世代にだけかかるという仕組みにしないため
にどうしたらいいか。それが、やはり長い目で見た
税制改革の大きな目的であると思います。ある
いは、それが企業と申しますか、事業者の負担にな
らないようにということも、やはり大事なことで
私は思っております。ですから、全体的な負担
率そのものよりも、どこによって賄われるかとい
うことに、むしろこれからの税改革なり社会保障
の非常に大きな問題があるというふうに私は思っ
ております。

特に、高齢化社会になりますと経済の活力が落
ちるということを皆さん心配されているわけであ
りまして、確かに今のままの状態、今のままの

税制の構造なり、あるいは社会保障のあり方なりを前提に、ただ高齢者人口が増えていくとか出生率が低下するというふうに織り込んでいきますと、やはり日本の経済にかなり大きな問題が起ころうということは考えられます。

昨年の中期答申などは、そういう意味では個人の活力ということに非常に関心を持っているわけであります。例えば勤労世代の給与所得の負担率が増えていきますと可処分所得が減ってくる。恐らく貯蓄を説明する最も大きな要因というのは、可処分所得の伸びであると思うんです。利子率が少し動いたからといって、貯蓄が動くという実証結果は今までありません。しかし、可処分所得が減ってくると貯蓄余力がなくなっていくということとは非常にわかりやすいことであります。

ですから、そういう意味では、所得税なり社会保険料なりの負担が将来大幅に上がっていく。と

りわけ年金などは、今回のように六五歳まで引き上げたり、年金の水準を、従来のように給与ベースではなくて手取りベースで、事実上給付水準を下げようということが連立与党案であります。こういうことをやっても、恐らく今の一四・五％という厚生年金の保険料が将来三〇％近くなることは避けられない。もちろん、これは、今後さらにいろいろな合理化措置をとる余地がないかということになります。少なくとも、今六五歳に引き上げることでもこれだけでもめている。そして今、連立与党案に対して社会党とか連合は、今の国庫負担は基礎年金に三分の一だけ入っておりますけれども、これを二分の一に増やせという議論が出てきているわけです。それは、恐らく租税と社会保険料の振りかわりということにはなると思いますが、いずれにしても租税か社会保険料かが大幅に上昇することは避けられない。

医療も同様でございます、皆さんご承知かと思いますが、今六五歳なり七〇歳以上の方の一人当たりの平均の医療費というのは、六四歳以下の人たちに比べますと、大体三倍から四倍、とりわけ一五歳から四四歳ぐらいの一番働き盛りの人に比べますと、八倍とか九倍になります。つまり、それだけ高齢者の場合には、どうしても慢性的な病気を抱えることがございますし、また、介護の部分が医療と一緒に入ってくるがございます。また日本のように、脳死問題とか生命医療のように倫理問題が非常に厳しいところでは、生命を維持させる医療というのは最近非常に発達しているということも考えますと、医療の方も、実は働いている世代から高齢世代への事実上の所得の移転という形に現在なってきたというわけです。

そういう意味では、高齢世代に対する社会保障のさまざまな移転というのはこれから大きくなっ

ていきますが、その一方、勤労世代の負担増というのは、今のままではとても避けられない。これは税制もそうですし、社会保険料もそうであります。そういったことが貯蓄、特に家計貯蓄率を下げるということが一般にいわれておりますし、それから、これは少しいい過ぎだとは思いますが、サラリーマンの場合には、雇用契約で働く時間が決められておりますから、少し税率が上がったからといって、勝手に時間を早めに切り上げるとかそんなことはできないわけですが、勤労意欲とかそういうものに影響を及ぼす可能性があるということでもあります。

それから、企業と経済活力という問題も、むしろ私はこっちの方が大事じゃないかというぐらいに思っております。それは、一月に出ました中期答申は、経済活力の話を全部、勤労意欲と貯蓄の問題に持っていてしましまして、企業という

のは、経済活力にとってほとんど関係のない存在のような発想になっているのは、私は大変奇妙なことだと思っております。私は中期答申には責任がありませんので、今でも平気で中期答申の悪口をうんといっていますけれども、結局あれは、消費税と所得税の問題だけに焦点を当てたために、企業課税の問題がほとんど抜け落ちてしまっているものですから、そういうことになっていると思います。例えば日本の今の法人税の問題があります。

これは前回、昨年私がここで報告しましたときに、日本の法人税の問題というのは相当ゆゆしき問題ではないか、アメリカや、今EUで法人税率の統合問題が進んでいるときに、日本のように国、地方を合わせて非常に高い法人税率を維持しておくことは、果たして今後可能なのかどうなのかということをごここで申し上げました。あるい

は、国際会計基準のような時価主義ベースの会計という話が、今かなり起こってきております。そういういたしますと、恐らく日本の企業は、今でもそうですが、従来のように、ある程度含み益みたいなものをバッファにしながら、租税負担をある程度薄めるということも非常に難しくなってくるのではないかと、そういうような話をすることがございます。

それから、これは長い間、日本でも証券関係の人たちが、個人所得税と法人税の間の、いわば配当の二重課税調整問題を何とかしろということはいいい続けてきているわけでありまして。これについても、結局はインピュテーションという話は日本にはなかなか入らない。しかも、これは専ら税収減を一番恐れているというのが本音であろうと思います。ですから、税収が十分ではないという状況の中で、今、特に企業課税をめぐる問題のほと

んどは先送りになっているという状況であろうと思います。

あるいは、前回の抜本改革の際に株式譲渡益の課税が入りましたが、その株式譲渡益の課税方法が果たして適当なのかどうかということも私は、多分実現はしないだろうなと自分では思っており、まずけれども、総合課税問題なんかと絡めて、今検討の途上にあるということになっております。

つまり、日本の場合、今利子もキャピタルゲインも、恐らくそれに連動して配当も、建前は今は全部暫定的な課税方法なんです。といっても、暫定的という意味は、いずれそれは確実に変わるという意味でいっているわけではありません。少なくとも建前では、すべてそれは見直すことになっていくんですが、しかし、その見直しがいいつ終わるのか、あるいは進むのかは、私には全くわかりません。しかし、私は余り進まないだろうと

思っておりますけれども、とにかく今は全部、証券、金融関係の税制のあり方というのは、一種の暫定措置的な発想になっている。今後そういうことを検討しなければいけないけれども、証券関係にしろ、あらゆるものが今は財源の問題と絡まって、全く前に進めないという状況になっているということも確かだと思います。

しかし、そうはいいながら、そういう国内問題だけではなくて、実は日本の経済の問題を考えますと、やはりグローバル化しているということからの影響は避けられないわけでありまして、そういう問題が、今後日本の企業税制の問題、あるいは証券、金融関係の税制に、むしろ基底的な影響を及ぼしてくるのではないかとすら考えております。そういうことも、きょうは最後に少しお話したいと思います。

二、勤労世代の税負担増をどう軽減するか

そこで、次に先ほど申しましたように、きょうは二つのテーマがございます。一つは、勤労世代の税負担をこれからどうやって軽減していくのか。それが、私は長期的に見た、一つの税制改革の大きな目的であろうというふうに考えております。

今、確かに一般に、税制の中期答申もそうでしたが、頭にあるのは、給与所得税と社会保険料の問題であります。給与所得税というのは、いうまでもなく給与に対する課税でありますから、大部分が働いている世代にかかるものであることは間違いないと思います。

それから、社会保険料というのも、例えば政管

健保、厚生年金、共済年金もそうですが、全部支払い給与が賦課の対象でありますから、これも全部勤労世代にかかる。今現在日本の社会保険料は、そのほかにも国保と国民年金保険がございますが、社会保険料全体の九割ぐらいいは支払い給与を対象にしたものでございます。ですから、社会保険料全体は働いている世代、あるいは働いている期間にかかるものだと考えていいと思います。

しかも、その仕組みはどうも簡単に変えられそうもない。つまり、年金であれば、今では六十五歳になればいわば卒業いたしましたして、もう年金保険料を払う必要がなくなるわけであります。そういう意味では、現在の日本の税制というのは、確かに所得税がかなり給与所得課税に依存している。それから、社会保険料も大部分は支払い給与をベースにしている。もし、こういう現在の所得税制なり社会保険料をこのままにしておきまし

て、社会保障の給付がますます人口の高齢化によって増えていけば、つまり今の税制、あるいは日本の社会保障制度のままでは、勤労世代にほとんどの負担がかかってくることは避けられない。それを何とかしなければいけないということが大きなテーマになっているわけであります。それが、私たちは消費税戦略などといっておりますが、中期答申でいうところの、消費税によって世間の負担の平準化を図ろうという考え方であったわけであります。

つまり、消費というのは、働いているときもそうですし、もちろん退職している場合でもいたします。給与所得のように仕事をやめればなくなるというのと違いまして、消費というのは、世代によって、あるいはライフサイクルと申しますか人生の生涯においても、かなり均等に行われるものでありますから、例えば給与所得課税と比較すれ

ば、消費課税の方がはるかに高齢世代にも負担を求めていくというタイプのものがあります。

他方、先ほど申しましたように、給与所得というのは、ほとんど勤労世代あるいは働いている期間のものであります。ですから、税調の戦略というのはどういう戦略であったかという、むしろ消費課税に依存度を高めて、高齢世代あるいは退職後の人たちにもそれ相応の負担増を求めて、給与所得税の軽減を図ろう。これが、昨年の一月中期答申の基本的な戦略であったわけです。これが、いわば税制改革の意味であった。

確かに、日本の今の給与所得税というのは、ご存じかと思いますが、一番総合課税の対象になるわけで、一〇%〜五〇%という五段階の税率になっております。そして、恐らく皆さん方も気づきかと思いますが、一〇%、二〇%ぐらい、つまり課税所得が三〇〇万とか六〇〇万ぐらいまで

は、日本の所得税というのは、既にかなり緩やかな負担構造になっております。ところが、三〇、四〇、五〇%ぐらいになってまいりますと、住民税と合わせますと、その辺から相当急カーブになっていくということはいわれているとおりでございます。

収入ベースで申しますと、八〇〇万とか一〇〇〇万ぐらいから上のような人たちということになりますので、会社でいいますと、ちょうど管理職になってきているような人たちであります。そういう人たちは、また同時に、子供の教育資金であるとか住宅ローンといったような支出面の方でもかなり強い圧力を受ける。だから、その世代を何とかしないとちょっと大変だ、そこが、何とかその辺の税率を少しなだらかにしておきたいという考え方であったわけでありまして、そのこと自身はむしろ間違いないわけでありまして、私も、所得

税のそういう税率構造の手直しの必要性というものは十分する必要ありといっております。

ところが、これには多少厄介な問題がございます。と申しますのは、税調の仕事を始めてから、私のところへたくさん手紙がくるんです。どういう手紙かと申しますと、中には印刷されたものもあります。大部分は消費税絶対反対という手紙でありまして、私は一応読みます。ちょっと怖いですが、本当に一週間で一〇〇通ぐらい、私ぐらいの人からたくさんくるんです。その人たちの手紙を読むと大部分は、消費税というのは高齢者を直撃して非常にけしからぬという内容になっております。

しかし、消費税というのは高齢者を直撃しない税だというのが私の考え方です。なぜかという、税そのものはそうなんです、ご存じのとおり、公的年金制度には物価スライド制というのが

織り込まれております。特に一九九〇年度からはフルスライドと申しまして、物価が〇・一％上がっても、年金をそれにスライドして上げるというシステムが保障されております。消費税というのは物価の上昇という形で負担を求める税でございますから、私の方から見ますと、消費税の税率を幾ら上げても、消費者物価指数がそれによって上昇すれば年金の引き上げが行われます。したがって、消費税率の引き上げは、実は年金受給者にとっては新たな負担にはならないということです。つまり、年金と一緒に考え合わせますと、そういう結論になってしまいます。ですから、私は大蔵省の人に、むしろ消費税というのは高齢者にはかからないと宣伝した方がいんじゃないのという皮肉をちょっといったことがあるんですが、実はそのとおりなんです。

ですから、スウェーデンなどは一時期、勤労世

代の非常に重い負担にならないようにということで、間接税の税率引き上げによる物価上昇分というのは年金のスライドベースから除いております。別の言い方でいいますと、例えば消費税の税率を引き上げますと、物価スライド分だけ年金額を引き上げる必要がありますので、そのために財源がとられてしまつて、結局、勤労世代の負担の軽減に充てる財源部分がそれで食われてしまうということを意味いたします。

しかも、公的年金の物価スライド制というものを前提にいたしますと、実は消費課税というのは、世代間の税負担の平準化には役立たないんです。つまり、年金受給者である高齢世代の場合には、今いいましたように、消費税率を引き上げましても同時に年金が引き上げられますので、負担増にはならない。ですから、世代間の税負担の平準化に消費税が役立つかというと、余り役立たな

いというのが私の結論です。むしろ一番打撃を受けるのは、私たちの印象では若いサラリーマンだと思います。

若いサラリーマンという意味は、所得税減税を仮にセットで行いまして、例えば今、年収二〇〇万とか三〇〇万程度の給与所得者というのは、もう既に日本の場合には課税最低限がかなり高くて、税負担が非常に軽くなっておりますので、今さら課税最低限を引き上げても余り恩恵を受けない。だけど、消費税の方は、今いった年金のように物価スライドできちんと所得が保障されませんので、むしろ若いサラリーマンの負担が一番重くなってしまふ可能性がある。そうすると、もともと考えた租税負担の平準化、勤労世代の負担軽減という趣旨に、どうも反するんじゃないかという疑問を私は常々持っているわけであります。

ただ、その辺は、今後の年金制度との絡みの問

題でもございまして、実は年金の側からいいますと、先ほちょっと触れましたように、今までのように月収ベースで、例えば六割で年金水準を決めるというのではなくて、今回もし新しい制度に変われば、普通のサラリーマンの平均的な月収の中から所得税と住民税と社会保険料を除いた、可処分所得の六割という形で年金水準を決めようとしております。そうすると、これは実質的な引き下げ措置になるわけであります。しかも、それは税負担の増を織り込んでおりますので、ある程度勤労世代の負担減をもたらすような装置はそちらの方からつくるということは考えられてはおりますけれども、この辺は、租税の議論と社会保障の議論というのは、行政的に申しまして、租税は大蔵省であり、社会保険はほとんど厚生省のマスターで、これは全然別々の議論をしている。

こういう場合は非常に大きな問題を起こしてい

るわけで、それは既に議論がありましたように、もうすぐ一律二〇%の所得税減税が行われますが、この一〇月には年金保険料が二・五%引き上げられます。ですから、今の試算ですと、減税の約三分の一は社会保険料の引き上げによって相殺されてしまうといわれております。

もちろん、これは別々の原理で動いているものでありますから、それはそれなりの合理性はお互いにあるんでしょうけれども、しかし払う我々の側から立って見ますと、所得税、住民税、短期の保険料、長期の保険料というのは、実は同じ月給袋から出ていくわけでありまして、そういう点でいえば、社会保険料の問題と租税、特に所得税の問題を全く別個に議論していいものかどうか。これは、かなり大きな問題だろうと思います。

あるいは、所得税が今後非常に重くなると一方的に思っているかもしれません。しかし、日本と

かフランスは、比較的少数とはいませんが、世界的に見ると社会保険料の青天井の所得控除が認められている国でありますので、今後社会保険料がどんどん上昇していきますと、所得税の課税所得がそれなりに減っていきますので、一種の自動的な所得税減税が起こるシステムが組み込まれている。つまり、それは勤労世代の社会保険料と所得税の一種の負担調整措置です。実は、そういうものが日本の所得税には組み込まれている。アメリカやイギリスは社会保険料控除制度がございませんので、社会保険料と合わせた負担は日本よりもかなり重くなるということにもなります。

ですから、社会保険料と租税の議論というのは一緒に議論しておきまさんと、議論する側は縦割りになっていきますから、やる分には非常に都合がいいかもしれません。しかし、我々の側、つまりサラリーマンであれ何であれ、見れば同じ月給袋

から出ていくものでありますから、この間の調整をうまくやらないと、政策をさらに帳消しに合ってしまうことにもなりかねないということになります。

私は先ほど中期答申に責任がないという言い方をしましたけれども、中期答申の考え方は、私たちのように研究者という目で見ると、本当にきちんと論理が説明がつくのかという問題はたくさんございます。しかし、実態はこういうことだと思うんです。つまり、もし本当に将来、勤労世代の負担を下げたい、そのためにある程度高齢者にも負担を求めざるを得ないということになったときに、恐らく一番有効な方法は、私は年金に対する課税を強化することだと思っています。

今、給与所得控除は、最低が六五万円でございます。それに対して年金控除は一四〇万円でございます。その上に高齢者には老年者控除五〇万円

がありまして、今日本の所得税制というのは、高齢者にとって大変寛大な税制になっていると思います。このほかにも、利子は六五歳以上は全く非課税でございます。こういう税制が本当に公平な税制なのかというと、その辺のところは私は幾つか誤解があると思っています。私は全く悪平等税制だというふうに思っております。いつも声を大にして、少なくとも年金控除は給与所得控除ぐらいまで引き下げろ、利子の一律非課税はやめろといっているんですが、それは恐らく消費税以上に高齢者にターゲットを絞った増税措置ですから、政治的にも行政的にも一番やりにくいんじゃないでしょうか。所得税では課税最低限がありまして、今のままでいえば、大体二五〇万―二六〇万ぐらいの年金であれば大体非課税になりますから、そういう年金受給者は別に所得税課税で何の影響も受けないんですけれども、年金課税を強化

したり利子の非課税をやめるとなると、これは高齢者だけにターゲットを絞った措置ですから、政治的にそんなことをいったら、まず当選できないと皆さんが判断されるのはやむを得ないかもしれません。

ですから、私たちが理屈で考えれば、消費税を使って所得税の減税を行って税負担の平準化を達成しようというのはやや難がある。やや難があるというのも、私かなりソフトな言い方をしておりますけれども、年金の物価スライド制を考えると、どうも理屈は余り通らないのではないかと、印象を持っております。今いいましたように、本当に将来勤労世代の負担を軽減して、例えば家計貯蓄率が余り下がらないようにしたいとか、あるいは若い世代の勤労意欲が落ちないようにしたいと思うならば、物すごいきつい話になります。が、とにかく年金の物価スライドをやめてしまう

とか、そういう議論でも展開しなければ、本来できないと思います。しかし、これは大変政治的に難しい。多分これは無理だろう。ですから、余り将来勤労世代の負担が減ることを期待しない方がいいのかなとすら思っております。

今私たちの間で「シルバーデモクラシー」という言葉がいわれております。大体どの国もそうですが、若い層は政治的関心が薄くて投票率が非常に低いんですね。高齢者は非常に投票率が高いというのは、どこの国でも大体よく似ているのです。将来、仮に総人口の四分の一を高齢者が占めた場合、もし若い者の投票率が五〇%で高齢者が一〇〇%に近いと、四分の一の総人口でも数の上で政治的ヘゲモニーを握ることはそれほど難しくはない。

実際ヨーロッパ諸国などでは、八〇年代になりましたから、社会保障制度の見直しという議論が

いろいろ進んでいるのですね。日本はまだまだちょっと足りない部分があるから、余り社会保障の見直し論をやるつもりはありませんが、ヨーロッパの場合などは少しやり過ぎなところがありまして、例えば日本では障害年金は非常にウェイトが小さいのですが、ヨーロッパでは障害年金のウェイトは非常に高いのです。なぜウェイトが高いかというと、ヨーロッパの全部の国ではありませんけれども、障害というのはハンディキャップという意味で、何か体に障害があるから年金をもらっているということではなくて、ヨーロッパではそういう人はごくわずかであります、普通の高齢者が障害年金をもらうのですね。その意味は、要するに、職探しをしました、しかし見つかりません、この人は社会的に障害があるとみなされて、障害年金の対象になるのですね。ですから、老齢年金の支給開始年齢は六五であっても、中高

年の失業者を障害年金という形で、五〇歳代の後半くらいから救ってしまう。

確かに制度から見ると本来の趣旨から外れていてむだではありますけれども、しかしそうはいっても、私はこれから日本で中高年の失業問題が起こってきたときに、年金が出るまでどうするのですか、ほうっておけばいい、企業がきちんと再就職を確保してくればそれは一番いい、それができなかったらどうするのか、まず失業保険でつなぐでしょう。失業保険が終わったらどうするのか。結局ヨーロッパ諸国は失業保険が切れた後、救いようがなくなつて、年金の拡大解釈をやつて、中高年の失業者を救つてきているのですね。だから、それをむだというのかどうかは、私もよくわからない。ただ、経済の状況によっては、社会保障を拡大解釈して救済するといわざるを得なくなつてくるということが、ヨーロッパのように

失業率の高い国ではあるわけですね。

ヨーロッパでは確かに行き過ぎがあると思いますが、社会保障を今見直そうとしても、一つは雇用問題でどうにもならないということ、もう一つは、実際ヨーロッパでも高齢者が政治的に非常に強い発言力を持ってきていて、社会保障制度を見直すことは難しくなっている。これは日本でもそろそろそういう問題になってきているんだと思いますね。税制の問題にしても、社会保障の問題にしても、それを見直すのは非常に難しくなっている。ですから、このままでいくと、将来勤労世代に非常に大きな負担がかかる可能性があります。まして、私どもが相当憎まれても、何かいっておかないと危ないのではないかと思っております。

三、企業活力を税制上どう維持するか

もう一つのテーマは企業の問題であります。

今私、最後にお話をいたしましたように、日本の戦後の社会保障は、今日の社会保障を見たり、外国の社会保障と比べておきますと、結局今のところ非常に安上がりに済んでいるのですね。なぜ日本の社会保障は安上がりに済んでいるかというと、例えば経済成長率が高かったとか、いろんな要因がありますけれども、一番大きかったのは、日本の企業、もちろん企業全部ではありませんが、中規模から大規模の企業が、事実上これまで社会保障の代行をやってきたからだと思います。例えば退職一時金であるとか企業年金であるとか、そういった所得保障を企業がやる。健康管理

なども、医療保険の一部もかなり企業がみずからの負担で代行している。それから、外国ではどこでも社会保障の一つの大きな柱は住宅手当であり、まずけれども、日本では国のレベルでの社会保障としての住宅はないのですね。これも恐らく企業が住宅手当を出すということをやってきた。つまり、従来日本の場合、企業による社会保障が住宅保障を代行してきたということがあります。

何といっても日本の場合には、企業が雇用確保にかなり熱心だったということだと思います。今はかなりそれが変わってきたといいますが、しかしアメリカのように簡単にレイオフをするということではありませんで、相当無理してでも雇用を維持しようという考え方がある。もともと社会保障で一番問題になるのは失業なんです。ですから、日本の企業が何とか従業員を抱え込んできてくれたということが、失業率の低さの原因であり

まして、それに伴って所得保障や医療保障や住宅保障、そういうものが一緒に代行されてきた。そのことが日本の社会保障の効率性といえますか、安上がりな点を支えてきたんだと思います。これが今後続くかどうかについては、恐らく私よりも皆様の方がその辺はお考えになるかもしれません。私はどうもその辺が危ないのではないかと思っております。

ヨーロッパはご存じのとおり、ユニオンショップの経済ということでありまして、失業率はむしろ普通若年層に高く、若年層の失業が高いというのが非常に社会不安をもたらします。ですから、ヨーロッパ諸国は、一方で若年層の失業を解消するために、中高年にどんどんリタイアしてもらう。つまり、失業率というのは労働力人口に対する概念ですから、リタイアしてもらって労働力人口を外れてもらえばいいわけですね。ですから、

ヨーロッパの場合、中高年の失業率もかなり高いですが、実際にはかなりリタイアしてしまつて、分母がなくなつてしまつてゐるという要因がかなりあります。

実態では、やはりヨーロッパの場合も中高年の失業問題というのは非常に深刻でありますけれども、ただ先ほど申しましたように、その問題をヨーロッパではやむを得ずと申しますか、障害年金を使つたり、あるいは医療保険の中の傷病手当金を使つたり、そういう形で失業保険と合わせてつなぎながら、老齢年金の支給開始年齢まで持つていくということではどうかやつてきているわけです。ですから、ヨーロッパの場合ですと、失業率の高さということが社会保障費用の非常に高い部分を説明するんだと思います。ですから、日本の場合は、今後そうならないように考えなければいけない。

日本の場合でも、今のままですと、どうも中高年の失業を中心にして問題がかなり大きくなりそうだ。私たちは以前はかなり楽観しておりました、日本の総人口というのは二一世紀になりますと大幅に減つてくる。その前に労働力人口そのものは、もうそろそろ今年あたりがピークで、今後一二〇〇万とか一五〇〇万単位で絶対減を起こします。ですから、長期的に見れば、日本は労働力不足になるだろうと予測しておりましたけれども、果たしてどうもそうなるかどうか、最近わからなくなつてきた。労働省の推計なんかでも、二〇〇〇年くらいでも、どうも相当雇用の過剰感がありそうだということです。

普通はこういう問題というのは新しい産業に吸収されるという考え方をするわけでありすけれども、とりわけ中高年の場合でございますと、新しく育ってくる産業に対応できるような労働の訓

練とか、そういうことがきちんとできるかどうかによって、その雇用問題というのは左右されるわけでありますから、余り樂觀できないですね。そして、企業の方は、なるべく効率化、効率化というふうに動いていきますと、今までのように企業が果たして社会保障や住宅保障の代行をできるのかどうか、私はかなり疑わしい。その部分がいわば社会に出てくる、社会化されてくるという形で、社会保障が増える可能性の方が私は大きいと思っております。

そうであるけれども、しかし、そうならなかっために、幾つか企業税制との絡みで、企業の活力を生かすということをむしろ私は重点的に考えた方がいいと思っています。事後的に起こった失業であるとかそういうものを救済するよりは、そうならないように、なるべく企業に少し頑張ってもらわなければならないということでございます。

そういう点で申しますと、昨年ここでお話したことと重複いたしますけれども、一番気になることは、産業空洞化といわれている問題でございます。従来は産業空洞化ということはかけ声だといわれておりましたけれども、どうも最近製造業が、それも部品メーカーも含めて、アジアを中心にかなり海外移転が進んでいる。経済企画庁、通産省の推計では、二〇一〇年くらいには日本の製造業の海外生産比率が大体二〇%くらいにいくのではないかといわれている。大体今のアメリカやイギリス並みに近づいてくるといわれております。今のようないくという円高の状況でありますとか、貿易をめぐる相変わらず続いている緊張関係であるとか、あるいは日本の労働コストの問題等考えますと、今後そういう製造業の海外移転の問題というのは相当現実問題として考えなければいけないだろう。

そういう製造業の空洞化というものは、雇用の問題でもあります。それからもう一つ、同時に、法人税の問題でもあるのです。恐らく今の日本の法人税では、外国税額控除というのは算出税額に対して三%程度で、非常に小さいですね。ところが、アメリカやイギリスなどは、算出法人税額に対して外国税額控除は大体二割くらいになっています。つまり、多国籍化しておりまして、外国の政府に納めた税金を、国内で納めるとき税額控除するわけであります。本国、海外を含めて稼いだきた所得のそれなりの法人税を、これから外国の政府に納付するか、日本の政府に納付するかの割合が、恐らく今のように数%では済まなくなってくる可能性が高い。そういう点で、無理して仮に法人税率を維持しても、今度法人税の中で空洞化してしまうことも起こり得るということです。

何とか空洞化を避けたいということは、将来の

財政負担とか社会保障の問題を考えても、むしろ私はそちらの方から大事なことでろうと申し上げているわけでありすけれども、今私たちの間でささやかれている言葉は、日本がもしかしたら二一世紀は金利生活国家になるかもしれないという、これは別におそれでも何でもなくて、ある意味で国の興亡というのはこんなものかなという気がしないでもありませんが、要するに対外資産から入ってくる収入で、日本はこれから、二一世紀は食べてゆく。つまり製造業、輸出産業は当てにならない、貿易収支は今のような黒字は当然なくなってくる。今の間にため込んだ対外資産からの収入で将来食っていくような、そういう国家も私是一个の日本の選択だろうと思います。

もちろんそれがいいかどうかというのは、これは議論がありますけれども、私の場合、もともと雇用というものがあらゆるものの根源にあつ

て、社会保障の問題にしても税の問題にしても、どこの国で見ても、失業が多くなったらもうだめだという感じが強いのですね。何とか失業を押さえる、そのためには企業の雇用吸収力を確保しておく必要があるということを考えますと、もちろんそれは規制の緩和であつたりするわけですが、同時に私は、従来の日本の企業課税に対する考え方というものを改めてほしい、改めなければいけないと思っています。

先ほど申しました、私のところにくるたくさんの手紙の中には、必ず書いてあります。一つは消費税を上げるな、もう一つは大企業優遇税制を廃止しろということですね。つまり、皆さんにとっては心外かもしれませんけれども、普通の人の話を聞くと、大企業というのはやたらに優遇措置をやったり、所得を隠して赤字法人になってみたり、交際費は本来は損金算入できないわけであり

ますけれども、それでもあんなに湯水のごとく使っていてけしからぬ、あれをもっと取れば、消費税率なんか上げなくても福祉はできるという、それに近い固定観念が、それも特定の人だけじゃなくて、どうもそういう感覚が非常に根強いわけであります。

そして、例えば法人税率を今よりもさらに上げればこれだけの税収が上がります、あるいは今の企業の租税特別措置を全部つぶせば、これだけの税収が上がります、皆さん、試算をするわけです。しかし、そういう試算の一番大きな間違いというのは、法人税率を上げても企業は今のままですよということが前提になっているわけですね。あるいは特別措置をとっても、企業は今のままの活動をしますということが全部前提の条件になって、これだけの税収が上がるといふ議論をしているわけです。しかし、証券税制もそうでありますし、

企業税制もそうありますけれども、そういうことはあり得ないわけで、例えば税率を大幅に引き上げれば、恐らくもっと低い税率の国に企業が移転していくであろうということは容易に考えられるわけでありまして、ほかは一切条件が変わらないという形で単純にそういわれるのは、私は大変間違いだらうと思います。

ところが、ヨーロッパ諸国でもかつてこういう過ちというか、犯しております。フランスやスウェーデンがそうでありますけれども、社会保障費が増え始めたときに、働いている人間から直接取るのが非常に難しくなって抵抗があるので、全部事業主負担という形に変えたのですね。スウェーデンは一九七五年に、従来の社会保険料のうち被用者負担分をゼロにして、全部事業主負担に変えてしまった。フランスは所得税が非常に取りにくい国ですので、保険料も余り個人から取り

にくいので、これも事業主負担が非常に多い。ところが、これは一見個人が負担を免れているようでありますが、企業にとってはその労働コスト負担が非常に重くなってしまうて、結局競争力を失うということが起こってしまった。

アメリカのクリントン政権における医療保険の回復も、実態は私的保険の保険料を企業が今まで全部負担している制度がとでもできなくなってきたわけですね。

ですから、何か困ると、みんな事業主負担に持ってくる、あるいは企業に税負担を求める、そういう発想は、今まで何とかそういうことでごまかしていたかもしれませんが、今後ともそういうことはできなくなってくるだろう。仮にそうすれば、本来の雇用とか、そういうものが掘り下げられてしまう、そういうおそれを持っているわけです。

私はそういうことを念頭に置いて、実は地方消費税を導入しろと言っております。それはこういうことなんです。実をいうと、今日本の税制で一番問題なのは道府県税制なんです。道府県の事業税というのが一番問題になると私は思っております。道府県は社会保障の一部、社会福祉の一部であるとか義務教育、それから国より少し規模な公共事業をやっているのですが、実は今日日本で道府県が一番税収が不安定なんです。国の法人税の依存度は大体三割弱でありますけれども、都道府県の法人事業税の依存度は四割を超えているのです。今少し下がってきていますが、そういう意味で、まず道府県の財政から見て、国以上に法人課税に依存しているのは非常におかしいということが一つ。

もう一つは、日本の場合、国税の法人税というのは、今は特別法人税がありますが、三七・五%、

大体これはヨーロッパ、アメリカ並みなんです。が、その上に法人住民税と法人事業税が乗っかっていまして、そこが非常に重くしているのです。ですから、私のアイデアは、消費税率を上げたら、それは地方の道府県に回してしまつて、そのかわり事業税をやめてしまえという発想です。それによつて直間比率も直るし、法人税の実効税率も下がるし、道府県の税収も安定化するから一番いいじゃないか、こういうのが私の基本的な考え方です。

ところが、実際の議論は全然その議論でありませんで、例えばもともと消費譲与税という部分から、地方税化するという議論を自治省がするものです。から、焦点はいつの間にか譲与税がいいか、独立税がいいかという、何かわけのわからない白兵戦になってしまひまして、大蔵省は譲与税でいいじゃないかという話で、全く話がかみ合わなく

なっていました。あるいは消費税を導入しても、減税の相手は住民税ですから、実際法人事業税の話は何も出てこない。ですから、私が初め地方消費税というのはどうして必要かと一生懸命議論しかけたころの話とは、今はもう全然違っているので、私はそれに全く責任がないといっているのです。

そういう意味で、今お話ししましたように、日本の場合、もう少し法人税とか企業課税に対する考え方というものの、これはどうしても当面は所得税、消費税に比べると直接負担しないという意味が強いものですから、みんなそこに持っていきがちですけれども、しかしそれが企業の雇用吸収力であるとか海外移転などによって雇用に影響を及ぼし始めるようなことになる、私はちょっと取り返しがつかないだろう、そういう気持ちでおります。

四、証券税制の諸問題

最後に、証券税制について簡単にお話をしておきたいと思いますが、初めにお話ししましたように、実は今回の税制改正の議論では、法人税も証券税制もほとんど全く話題にもなっていません。

昨年の中期答申で多少そういうことが、国際化に適応するという観点から議論されましたけれども、具体的な問題には全くなっていないといっているかと思います。ただ、相変わらず株式譲渡益課税と納税者番号制度の話は、いつも、検討したけれども結論が出ないとか、まだ意見が分かれて先送り、その状態が続いております、もちろん結論が出ておりません。

先ほど申しましたインピュテーション方式の導入という話などは、ほとんど文字さえ見たことが

なくて、税収減をもたらすような措置については、有価証券取引税も同じでございますが、もうほとんど議論する余地もない、何かそういう感じになっている。ただ、有価証券取引税については、場合によっては今後議論が動く可能性は私はあると思う。それは後ほどお話しいたします。

しかし、そういう形で、今は証券関係の税制というのは、実は全く議論の対象にもなっておりませんし、実態的にも動いておりませんけれども、細かい点も含め、大きい問題も含め、いろいろな問題がそれこそたくさんあるということは皆さんもご承知のとおりでございます。今いった、基本的に法人、個人の二重課税を調整する場合、非常に概算的な税額控除でいいのかどうかという話は前からしていることでございます。

あるいは配当課税の問題に限ってみても、源泉分離課税は三五%でございますが、利子が二

〇%、どうして税率が違うのかというのを考えてみると、住民税との絡みとかいろんな問題があると思いますが、わかったようなわからないような話でございますし、源泉分離を選択するとなぜ配当控除がなくなるのか、よく考えてみるとどういう理屈でそういう説明ができるのか、案外わからないことがあったり、法人間配当の益金不算入というのも、この前不算入割合が引き下げられましたけれども、これについても、果たして投資と財テクとを分けて益金不算入割合を出すことが理屈に合うのかどうかですね。これなども率直に申しますと、法人統合説（インテグレーション）という立場を考えますと、実は理屈が通らないのですね。だから、こういう問題を今、理屈が通るかどうかという私たちの感覚で話しておりますけれども、考えると、実はおかしい問題というのはたくさんあるということになります。

それと、支払利子が損金算入で、配当は損金不算入だった。これはいいにしても、こういう状況の中で、例えば日本のように法人の総合税率が非常に高いと、非常に簡単な議論をすれば、企業にとっては株式資金を調達するなんていうのはばかばかしい話でしょうね。支払利子が損金算入できるわけですから、よほどデフォルト、債務不履行になる危険性が余りなければ、これは銀行の借入金なり社債を発行した方が資金調達コストが低くなることは間違いないですね。

これにはもう一つ条件がありまして、配当についての二重課税調整がきちんと行われていればいいんですが、今のようにな十分な状況で、なおかつ法人税率が非常に高いという状況でありますと、通常は株式金融でやるのは合理的じゃないという結論になってしまいます。ですから、この辺も以前から議論されてきたことではありますけれ

ども、まだまだ議論として残されていると思います。

それから、株式譲渡益の課税問題につきまして、先ほど申しましたように、ずっと総合課税、納税者番号制度の話が残っておりますけれども、これもどうなるか、全く見通しがない。そういう中で、今上場株式について、源泉分離課税と申告分離の選択になっておるわけです。私はたしか去年もそういうことを申し上げたのですが、今私は株式市場の様子、正直いってわかりませんが、常識的に考えると、源泉分離課税というのは有価証券取引税の1%プラスみたいなものですから、本来もしキャピタルロスが出ている状況だったら、これを使うのは非常に合理性に欠けるやり方ですね。むしろ申告分離で、その中でゲインとロスの操作をやった方がいいのは、だれが見ても合理的です。

もちろんキャピタルゲインだけ出ている状況であれば、これは源泉分離の方が便利でもあるし、場合によっては実効税率が低くなることもありま
す。ところが、これは導入された直後からでありますけれども、申告分離を利用している人はごく少数でございます。ただ九一年度、九二年度を見ますと、確かに申告分離が少し増えてきておりますので、どこかでキャピタルロスが生じているんで、それを選択している。それにしても、まだほとんどの人が源泉分離を選んでいる。極端にいうと、キャピタルロスが出ているのに課税されているケースも恐らくあるのではないかと思います。もちろんそれは一つは匿名制の問題、あるいは徴収が便利だというメリットが非常に大きいので、源泉分離を選択しているんだろうと思います。そうであれば、別にこれはしようがないことで、余り文句をいうこともないわけであります。

しかし、従来、特に譲渡益課税の議論をいたしますときに、私たちがこれまでお話ししてきた方々を含めてほとんど全部、株価は上昇するものだという前提に立ち、キャピタルロスが発生するということはほとんど念頭に置かないでこういう議論をしてきた。私が総合課税というのも考えてほしいというのは、総合課税をとらない限り、キャピタルロスの損益通算の問題は絶対起こらないということです。もちろんこれは一〇〇%損益通算ができることは期待はできません。といいますのは、今のようにリアライゼーションと申しますか、実現した段階で課税あるいはロスが発生することを認識する制度ですと、操作の余地が相当出てきてしまいますので、アメリカの場合でもキャピタルロスの損益通算について一定の限度がございます。ほかの所得と相殺することについて一定の限度をはめております。しかし、そうで

あっても、これからキャピタルロスの問題をどうするかということになった時、キャピタルロスが出ても、とにかくキャピタルゲインとだけ相殺できればいいやというんだったら、申告分離でいいと思いますし、あるいは、キャピタルロスが出ようと、とにかく匿名制と支払いの便宜があれば源泉分離でもいいやというふうに思えば、それも一つの選択だろうと思いますが、キャピタルロスを本当にこれから損失として認識して考えようというのであれば、総合課税的な発想をする以外に、この問題を損益通算問題として考えることはできないということでありますので、その辺はむしろ皆さん方に、これからキャピタルロスはどうするかということで、譲渡益課税の問題を少し考えてほしいと思います。

また、これも今まで議論されておりませんでしたが、もちろん一部専門家の間ではこういう

議論は当然行われておりますけれども、配当の二重課税問題のほかに、キャピタルゲインの二重課税問題というのも実は存在するわけです。それはまず法人に法人税が課せられる。つまり留保も一部課税されているわけであります。ところが、仮に留保を反映して株価が上昇すると、よく我々はそういう想定をいたしますが、そうしたときに、今度はキャピタルゲインに個人株主に対して課税すると、一種の二重課税が起ってしまうわけです。配当だけじゃなくて、キャピタルゲインについても法人税と所得税の二重課税問題が起る余地が出てきているわけであります。その辺はある意味で配当二重課税問題とセットで議論されるべき問題でありまして、結構外国の議論だということにはうるさい議論になっておりますけれども、日本では余りこういう議論はされていないということでございます。

さらに、有価証券取引税とか取引所税、あるいは印紙税の問題でございまして、これについては前々から、もともとこういう外形標準型の流通税というのは税務行政体制が余り十分でない時代の税制で、本来所得であれ消費であれ、つかまえられれば課税できるのでありますけれども、しかしそれがつかまえられないときには、外形的に、例えば昔のように間口が大きければ金持ちだろうとか、窓がたくさんあれば金持ちだろう、そういう感覚で税金を取るのと非常に似ているところがありまして、外国では大体所得税と付加価値税が大きな税収を得るに従って、これはいろんな理由がありますけれども、そういうものをバックにして一つは有価証券取引税とか印紙税はほとんど廃止されていく。

もう一つ大きな理由は国際化の問題であります、そういう点で申しますと、有価証券取引税も

取引所税も印紙税も、それぞれの根拠というのは非常にあいまいであります。とりわけ有価証券取引税のように、今の源泉分離の譲渡益課税との区別が全くできないということでございます。ただ、有価証券取引税がなぜ存在するかといわれると、どうも譲渡益の源泉分離課税の方が非常に不完全で、場合によっては実効税率が非常に低くなってしまふから、有価証券取引税が必要なんだ、こういうような議論が一つは出てきてしまうということであります。

このほか、印紙税にしましても、有取税も含めてですが、もしそれが何か手数料的なものに課税しているという考え方であれば、確かに今の消費税は三％で低いから、あってもいいだろうという議論があったとしても、もしこれが七％か一〇％に引き上げられていけば、恐らくその必要性はなくなってくる可能性があると思います。

もちろんそういう以外にいろんな問題があるこ

とは皆さんご承知のとおりでございまして、例えば有価証券取引税の場合で申しますと、今債券の限先取引も当然課税の対象になっているわけであります。これは一応売買の形をとりますので、通常有取税というのは往復ベースで課税される。しかし、私は実は余りそういうことは詳しくないのですが、聞きますと、債券の限先取引というのは一種の債券担保金融で、本当は間接金融の一部なのに、形式的に売買の形をとるから有価証券取引税がかかってしまう、だから日本の場合にはほとんど債券限先は細っちゃって全然だめだということがよくいわれております。その辺のところは、もしかしたら私の理解が間違っているかもしれないんですが、ただ有取税の場合でも、先物と現物との間のバランスが本当にとれているかどうか、こういう議論が前々からありまして、まだどうもおか

しいという議論もございます。

いずれにしても、こういう税は外形的に課税できるところです。実際どこでどれだけの所得が発生したか、どれだけの手数料が発生しているかということがわからなくても課税できるという、課税上は大変便利ですし、税収も、比較的安定しているということはないのですが割と多く上がっている。ですから、今までは税収上の問題等もあって、ほとんど動かす余地がなかったわけでありますが、今後一体どうなりますか、消費税の引き上げ問題などと、一部手数料課税の問題などと絡んで、私なんか、少し動く可能性があるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、金融革新、あるいは証券革新という言葉は余り私知りませんが、いろいろな商品が出てきて、非常に多様化している。そうしますと、今こういった流通税だけじゃなく

て、実は譲渡益課税もそうでありますけれども、いろいろな商品の間で、本当にバランスがとれた課税になっているかどうかというのは、専門家に聞きますとめっちゃくだというのですね。だから、その辺をなるべくバランスのとれたものにそろえるという作業は、これは別に税収がどうのこうのという問題じゃなくて、本来行いませんと、金融取引や証券取引が非常にどこかに偏るという問題が起こることになります。

これと全く同じ問題が、日本の場合、源泉徴収で起こっているわけでありまして、これもセキュリティゼーションでいろんな金融商品あるいは証券に組み込んだものが出てきている。そういうものに対して、今の税制が適応できなくなってきている。もちろんやめちゃうというのが一番簡単な方法であります。実際、アメリカとかヨーロッパ諸国では、もうかなりやめちゃっているのです

ね。やめるという形が解決になるかどうかは別として、一つは細かい商品ごとに一々ああだこうだという議論をして税率を決めるよりは、一遍でやめちゃうというのは一つの方法であろうと思います。

ただ、税収の問題を考えると、もしやめられないということになりますと、全体をどうやって中立的にするかということはどうしても考えざるを得ないと思うのですね。今の源泉徴収の問題を見ておりましても、例えばCDの利子とかTBの償還差益は対象になりますけれども、CPの方は対象になりません。私は余りこの辺詳しくないので、それが理屈が合っているのかどうかわかりませんが、ある人に聞くと、理屈は合っていない、要するに資金調達のやり方としての性格の問題からいって、それほど差別する事情はないじゃないかということも聞かれます。

こういう商品間の問題と、もう一つは居住者と非居住者の問題、これももう以前からもめていることで、今はアメリカをはじめ先進主要国で、非居住者に対しては、債券の利子などは完全に最初から源泉徴収から除いております。そうしないと、一つは資金が集まらないということもあるわけですけども、日本はそういう先進諸国、とりわけ国際金融センターの一部を構成する国の中では非常に珍しく、源泉徴収を今でもかなり厳格に行っているわけであります。もちろんこれは取りつきりじゃなくて、いずれ納税の際控除するとかなかなか認めております。しかし、そうすると、私はその辺のことは余り詳しくないのですが、銀行の関係者とか証券の関係者によりますと、例えば経過利子の問題とか孫利子の問題が起こってまいりまして、その辺の調整ができなくなっている。

私が少なくともざっと見たところと申しますか、あるいは人に聞きますと、日本の証券・金融の税制というのは、私などには全く理解できない状況になってきている。とりわけ最後の方に申しました有取税であるとか源泉徴収の話というのは、恐らく外国でも、国際化が起こったり金融革新や証券革新が起こった段階で、同じような問題が起こったと思うのですね。結局外国の場合には、所得税を余り減税しないとか、付加価値税をもっと上げるとかで財源を確保しながら、もうこっちはやめちゃう、恐らくそういう解決方法を選んだのだらうと思います。

ところが、日本の場合には、財源問題というのが非常に厳しい状況がずっと続いている中で、こういう問題に手をつけようとしては、先ほどいいましたように、よくよくながめてみると理屈が通らない、あるいはバランスが崩れているような

問題が非常にたくさんあって、その一つ一つをやっていくと、例えばかなりの税収を失うという可能性もあることもありまして、なかなか手がつかないという状況だろうと思います。ですから、どうも正直いって展望は余りないわけで、一つは今後の日本の財政状況がどう動いていくのかということに大きく左右されると思います。

しかし、それと同時に、譲渡益の課税問題あるいは配当の問題にいたしましたも、あるいは今お話しした流通税にいたしましたも、源泉徴収にいたしましたも、やはりよく見るとおかしな問題があるので、この問題は先ほども説明しましたけれども、国内的要因よりもどうも国際的な要因の方で、いや応なく動くことがあるとすればあるのかなという印象を持っております。

ちょっと時間が超過してしまいましたが、これできょうの話を終わらせていただきます。(拍手)

小山理事長 どうもありがとうございました。時

間も超過しているようでございますので、これ为本日の講演会を終わらせていただきます。(拍手)

(みやじま ひろし・東京大学教授)

(本稿は、平成六年六月一六日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)